

自賠責共済 についてのご案内

平成22年4月1日の保険法の施行および自動車損害賠償保障法の一部改正に伴う自賠責共済における主な変更点をお知らせします。

■「自動車損害賠償責任共済約款」の改定について

平成22年4月1日以降共済始期のご契約より自賠責共済の約款を一部改定しています。なお、平成22年3月31日以前共済始期のご契約であっても、平成22年4月1日以降発生のご事故については、改定後の内容に基づいて取り扱います。

<主な改定内容>

被共済者が共済金請求を行う場合、必要となる書類をご提出いただく等、必要な手続きを完了した日からその日を含めて30日以内に、当会は、共済金を支払うために必要な事項の確認を終えて共済金をお支払いします。(特別な照会または調査が不可欠な場合には、当会は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被共済者に通知し、約款に定める日数までに共済金をお支払いします。)

■時効の改正について

平成22年4月1日以降発生のご事故について、保険法および自動車損害賠償保障法における共済金等の請求権の時効が2年から3年に改正されています。

■自賠責共済（自動車損害賠償責任共済）の概要

自動車の運行によって他人を負傷させたり、死亡させたりしたために、被共済者（共済の補償を受けられる方、具体的には保有者または運転者）が損害賠償責任を負う場合の損害について共済金等をお支払いします。(人身事故に限ります。)

※ 保有者には、レンタカーを借りて使用する人、友人の車を借りて使用する人なども含まれます。

■共済金等のお支払い内容

自賠責共済の共済金等は、迅速かつ公平に共済金等をお支払いするために、国土交通大臣および内閣総理大臣により「支払基準」が定められています。

	損害の範囲	支払限度額（被害者1名あたり）
傷害による損害	治療関係費、文書料、休業損害、慰謝料	最高120万円
後遺障害による損害	逸失利益、慰謝料等	神経系統・精神・胸腹部臓器に著しい障害を残して介護が必要な場合 常時介護のとき：最高4,000万円 随時介護のとき：最高3,000万円 後遺障害の程度により 第1級：最高3,000万円～ 第14級：最高75万円
死亡による損害	葬儀費、逸失利益、慰謝料（本人および遺族）	最高3,000万円
死亡するまでの傷害による損害	(傷害による損害の場合と同じ)	最高120万円

■事故時のご対応および共済金等のご請求

事故を起こしたときは、まず、けが人の救護に努め、それとともに必ず警察に届け出てください。また、被害者と加害者、自賠責共済証明書番号など事故のあらましを遅滞なく当会に届け出てください。自賠責共済への請求は、被共済者（加害者）だけでなく被害者からも行うことができます。また、本請求のほか、仮渡金の制度があります。共済金等の請求に必要な書類や手続きの詳細につきましては、当会にご相談ください。

■共済金等のお支払いに関する情報の提供

被害者または被共済者が、共済金等が適正に支払われているか否かを自ら判断するために、以下のとおり、共済金等のお支払いに関する情報が、当会から書面により提供されます。

- ・支払基準の概要、お支払い手続きの概要、紛争処理機関の概要（共済金等を請求された時点）
 - ・お支払いした金額、後遺障害の等級とその判断理由、減額の割合とその判断理由（共済金等をお支払いした時点）
 - ・お支払いできなかった場合、その理由（お支払いできないことが確定した時点）
- また、上記に加えて必要な追加情報も当会に請求することができます。

■共済金等のお支払いに関する紛争処理制度

自賠責共済の共済金等について、万一にもご納得いただけなかったときのために、公正中立で専門的な知見を有する裁判外紛争処理機関として国土交通大臣および内閣総理大臣の監督を受ける「財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構」が設置されています。この機関は自賠責共済の共済金等の支払いに関する所要の調査を行い、紛争の当事者に対して調停を行います。この機関のほかにも交通事故に関する相談を受けつけている機関があります。詳しくは当会までお気軽にご相談ください。

■個人情報の取扱いについて

当会は、自賠責共済契約に関する個人情報を契約の履行および管理のために利用する他、全労済指定整備工場協議会との間で、契約者利便のための車検切れ防止対策、および契約車両の保安管理対策としての車検・法定点検整備・修理等のサービスのサービスのご案内のために共同して利用させていただきます。当会の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービスや全労済指定整備工場協議会に加盟する自動車整備工場の名称等については、当会のホームページ（アドレスは下記参照）をご覧ください。

■ご契約締結後、ご注意いただきたいこと

自動車が譲渡されたときや、ご契約者の住所、ナンバー・プレートがかわったときなど、自賠責共済証明書の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく当会へ通知していただき、必要書類の提出をお願いいたします。また、自賠責共済は他の共済と異なり、任意に解約することは法律で制限されていますが、自動車の滅失または解体により抹消登録を受けた場合等には、当会へ申し出ていただくことにより自賠責共済を解約することができます。

(注)手続きにあたっての必要書類等の詳細については、当会の窓口までお問い合わせください。なお、解約日は当会の窓口に必要な書類を提出し、解約の申し出を行った日となります。また、始期前に解約された場合であっても、共済掛金の全額をお返しいたすることはできません。詳しくは当会までお問い合わせください。

自賠責共済についての詳しい内容は、または当会ホームページ (<http://www.zenrosai.coop>) をご覧ください。

以下の約款は平成22年4月1日以降に適用されます。

自動車損害賠償責任共済約款

（責任の範囲）

第1条 この会は、自動車損害賠償責任共済証明書（以下「証明書」といいます。）記載の自動車（以下「被共済自動車」といいます。）の日本人（日本国外における日本船舶内を含みます。）における運行によって他人の生命または身体を被害すること（以下「事故」といいます。）により、被共済者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この約款の条項に従い、共済金を支払います。

（定義）

第2条 この約款において「自動車」、「運行」、「保有者」または「運転者」とは、それぞれ自動車損害賠償保障法（以下「法」といいます。）第2条に規定する自動車、運行、保有者または運転者をいいます。
2 この約款において「被共済者」とは、被共済自動車の保有者およびその運転者をいいます。

（損害の範囲および責任の限度）

第3条 第1条（責任の範囲）の損害は、被共済者が被害者に支払った損害賠償金および被共済者が被害者のために支出した応急手当、護送、診察、治療または看護の費用とします。
2 この会が支払うべき共済金（第1条の規定による共済金をいいます。以下同様とします。）の額は、自動車損害賠償保障法施行令（以下「令」といいます。）第12条において準用する令第2条に定める共済金額（以下「共済金額」といいます。）をもって限度とします。ただし、法第23条の3第1項において準用する法第16条第1項の規定による損害賠償額（以下「損害賠償額」といいます。）の支払がある場合には、共済金と損害賠償額の合計額について、共済金額を限度とします。

（共済責任の始期および終期）

第4条 この会の共済責任は、共済契約が成立した時に始まり、共済期間の末日の午前12時に終了します。ただし、あらかじめ、共済契約者の意思により、共済期間の始期が定められた場合は、この会の共済責任は、その時に始まり、共済期間の末日の午前12時に終了します。

（告知義務）

第5条 共済契約者または被共済者になる者は、共済契約締結の際、この会が告知を求めた法第23条の3第1項において準用する法第20条に規定する事項（以下この条において「告知事項」といいます。）について、この会に事実を正確に告げなければなりません。
2 この会は、共済契約締結の際、共済契約者または被共済者が故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは不実のことを告げたときは、共済契約者に対する書面による通知をもって、共済契約を解除することができます。ただし、この会がその事実を知りまたは過失によってこれを知らなかったときは、この限りではありません。
3 前項本文の規定は、共済契約者または被共済者が書面をもってその訂正を申し出てこの会がこれを承認した後、またはこの会が解除の原因がなかったことを知った時から1か月を経過した場合もしくは共済契約締結の時から5年を経過した場合は、これを適用しません。
4 第2項の解除は、共済契約者が解除の通知を受けた日から起算して7日以後に、将来に向かってその効力を生じます。
5 この会は、前項の規定により解除の効力が生ずる日に生じた事故により共済金または損害賠償額を支払ったときは、共済契約者に対してその支払った金額の支払を請求することができます。
6 この会は、第1項の規定により告げられ内容が事実と異なる場合において、共済掛金を訂正する必要があるときは、共済掛金の差額を返還し、または請求します。

（通知義務）

第6条 共済契約締結の後、次の各号のいずれかに該当する場合には、共済契約者または被共済者は、遅滞なく、その旨をこの会に通知しなければなりません。
（1）法第23条の3第1項において準用する法第20条に規定する事項について変更したとき。
（2）被共済自動車に法第10条に規定する自動車となったとき。
（3）その他証明書記載事項について変更したとき。
2 前項第1号の変更の通知があった場合またはこの会が通知なくしてその事実を知った場合において、危険が増加または減少したときは、この会は、危険が増加または減少した日から起算し日割によって計算した未経過期間に対する共済掛金と、新たな危険に對する責任共済（法第5条に規定する責任共済をいいます。以下同様とします。）の契約で共済期間を同じくする共済金を請求します（当該共済期間の開始後に共済掛金の変更があった場合には、変更前の共済掛金）のうち、同一日割につき日割計算により算出した共済掛金との差額を返還し、または請求します。ただし、返還または請求すべき金額は10円未満の端数があるとき、またはその全額が100円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てます。
3 共済期間中に危険が増加した後に事故が発生し、この会が共済金または損害賠償額を支払った場合において、共済契約者または被共済者が第1項第1号の変更の通知を怠っていたときは、この会は、共済契約者に対してその支払った金額の支払を請求することができます。

だし、この会の請求により、事故の発生前に前項に規定する共済掛金の支払をしたときは、この限りではありません。

（事故の発生）

第7条 事故が発生したことを知った場合は、共済契約者または被共済者は、次のことを履行しなければなりません。
（1） 次の事項を遅滞なく、書面での会に通知すること。
イ 事故発生の日時、場所、その状況、被害者の住所、氏名、年齢および職業
ロ イに掲げる事項について証人となる者があるときはその者の住所および氏名
ハ 損害賠償の請求を受けたときはその内容
（2） 前号の書類のほか、この会が特に必要とする書類または証拠となるもの提出を求めた場合には、遅滞なく、これを提出すること。
（3） 他人に損害賠償の請求をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすることその他損害の発生および拡大の防止に努めること。
（4） 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく、書面によりこの会に通知すること。
2 この会は、前項第3号のために必要または有益である費用は、第3条（損害の範囲および責任の限度）第1項に規定する損害の額と合算し、共済金額を限度として共済金を支払います。ただし、損害賠償額の支払がある場合には、共済金と損害賠償額の合計額について、共済金額を限度とします。

（訴訟等の費用）

第8条第1条（責任の範囲）の損害に関し、被共済者と被害者との間の争いが生じた場合、この会は、被共済者が支出する訴訟、和解または調停等に関する一切の費用を負担しません。

（取消し）

第9条 共済契約者または被共済者の許欺または強迫によってこの会が共済契約を締結した場合には、この会は、共済契約者に対する書面による通知をもって、共済契約を取り消すことができます。

（解除）

第10条 共済契約者は、被共済自動車が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、この会に対する書面による通知をもって共済契約を解除することができます。
（1）登録自動車について、道路運送車両法第15条、第15条の2または第16条の規定により、それぞれ永久抹消登録、輸出抹消仮登録または一時抹消登録を受けた場合
（2）軽自動車または二輪の小型自動車について、使用を廃止し、車面番号標を運輸監理部長、運輸支局長または軽自動車検査協会に提出した場合
（3）小型特殊自動車または原動機付自転車について、使用を廃止し、標識を特別区または市町村の長に提出した場合
（4）臨時運行の許可を受けた自動車について、臨時運行許可番号標を当該行政庁に返納した場合
（5）回送運行の許可を受けた自動車について、回送運行許可番号標を運輸監理部長または運輸支局長に返納した場合
（6）臨時運転番号標の貸与を受けた軽自動車について、その番号標を運輸監理部長または運輸支局長に返還した場合
（7）関税法第67条の輸出の許可を受けた場合
2 次の各号のいずれかに該当する場合には、この会は共済契約者に対する書面による通知をもって、共済契約者はこの会に対する書面による通知をもって、それぞれ共済契約を解除することができます。
（1）第6条（通知義務）第1項第2号に規定する事実が生じた場合
（2）被共済自動車について他に責任共済の契約または責任保険（法第5条に規定する責任保険をいいます。以下同様とします。）の契約が締結されており、かつ、その契約の共済期間または保険期間の終期がこの共済契約の共済期間と同一であるかその終期より遅いものである場合
3 前各項の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。
4 共済契約者は、第1項および第2項による解除または第5条（告知義務）第2項による解除の場合には、被共済自動車に共済標準の交付を受けている自動車であるときは証明書および検査票を、その他の自動車であるときは証明書をこの会へ返納しなければなりません。

（共済契約者の権利および義務の承継）

第11条 被共済自動車が譲渡された場合において、譲受人またはその指定する者が共済契約者の権利および義務を承継すること共済契約者との旨、この会が共済契約者および譲受人またはその指定する者からその旨の通知を受けたときは、共済契約者の権利および義務を承継することが約された時からこれについてこの会の承認があったものとみなします。

（共済掛金の変更）

第12条 共済契約の成立後において、共済期間の開始以前に共済契約に対応する共済掛金の変更があったときは、この会は、変更前共済掛金と変更後の共済掛金との差額を返還し、または請求します。

（共済掛金の返還）

第13条 第9条（取消し）の規定により、この会が共済契約を取り消した場合には、この会は、共済掛金を返還しません。
2 この会は、共済契約者または被共済者の故意または重大な過失による共済契約の失効の場合または第5条（告知義務）第2項および第10条（解除）の解除の場合（第10条第2項の規定によりこの会が解除した場合を除きます。）には、未経過期間に対してこの会定める解除した場合表による共済掛金を共済契約者に返還します。
3 前項の場合を除き、この会は、失効の場合にはその翌日から起算し未経過期間に対し日割をもって計算した共済掛金を共済契約者に返還します。
4 この会の旨に帰すべき事由により共済契約が解除された場合およびこの会の第10条（解除）第2項の規定により共済契約を解除した場合には、この会は、前項の規定により計算した共済掛金を共済契約者に返還します。

（共済金の請求）

第14条 被共済者が共済契約に基づいて共済金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、この会が求めるものをこの会に提出しなければなりません。
（1）共済金請求書
（2）印鑑証明書等、共済金の請求者が本人であることの証明資料
（3）公の機関が発行する交通事故証明書
（4）事故発生状況報告書
（5）死亡に關して支払われる共済金の請求に關しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入を証明する書類、その他損害賠償請求権者に対して支払った損害賠償金の算出根拠を証明する書類および戸籍
（6）後遺障害に關して支払われる共済金の請求に關しては、後遺障害診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を証明する書類およびその他損害賠償請求権者に対して支払った損害賠償金の算出根拠を証明する書類
（7）傷害に關して支払われる共済金の請求に關しては、診断書、診療費（調剤）報酬明細書もしくはそれに類する領収書、休業損害の額、通院費の額を証明する書類およびその他損害賠償請求権者に対して支払った損害賠償金の算出根拠を証明する書類
（8）被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払があったことを証明する書類
2 この会は、事故の内容、損害の額等に応じ、共済契約者または被共済者に対して、前項に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出またはこの会が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、この会が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
3 この会は、特に必要があると認めるときは、この会の指定する医師の診断書の提出を求めることができます。この場合において、必要な費用は、この会が負担します。

（共済金の支払）

第15条 この会は、被共済者が前条第1項の手続きを完了した日（以下この条において、「請求完了日」といいます。）からその日を含めて30日以内に、この会が共済金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、共済金を支払います。
（1）共済金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被共済者に該当する事実
（2）共済金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、共済金が支払われない事由としてこの共済契約において定める事由に該当する事実の有無
（3）共済金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係、治療の経過および内容
（4）共済契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この共済契約において定める解除、無効、失効または取り消しの事由に該当する事実の有無
（5）前各号のほか、損害について被共済者が有する損害賠償請求権その他の債権およびすでに取得したものの有無および内容等
2 この会が支払うべき共済金の額を確定するために確認が必要な事項のうち、前項の確認を完了した日、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、同項の規定にかかわらず、この会は、請求完了日からその日を含めて次の各号に掲げる日数（複数に該当するときは、そのうち最長の日数）を経過する日まで、共済金を支払います。この場合において、この会は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被共済者に対して通知するものとします。
（1）前項第1号から第4号までの事項を確認するための 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。）180日
（2）前項第1号から第4号までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他専門機関による診断、鑑定等結果の照会90日
（3）前項第3号の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会120日
（4）災害救助法が適用された災害の被災地域における前項各号の事項の確認のための調査60日
（5）前項各号の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査180日
3 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、共済契約者または被共済

者が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）には、これにより確認が遅延した期間については、第1項または前項の期間に算入しないものとしませう。

（損害賠償額の請求）

第16条 被共済者は、法第3条の規定による保有者の賠償責任が発生したときは、法第23条の3第1項において準用する法第16条の規定に基づき、この会に対して損害賠償額の支払を請求することができます。

（重複契約の場合の免責）

第17条 この会は、被共済自動車についてこの共済契約の他に責任共済の契約または責任保険の契約が締結されている場合、締結した時がより早い契約の共済期間または保険期間と重複する共済期間において発生した事故に対しては共済金、損害賠償額および法第23条の3第1項において準用する法第17条第1項の規定による仮渡金（以下この条において「仮渡金」といいます。）を支払いません。
2 この会は、前項の場合において、損害賠償額の支払または仮渡金の支払（この条において第4項において「損害賠償額等の支払」といいます。）の請求に応じて、損害賠償額等の支払をしたときは、この会または被害者がこの共済契約の他に締結した時がより早い契約があることを知っていた場合を除き、その支払をした額の限度において、被害者が損害賠償の責任を有する被共済者に対して有する権利を取得します。
3 この会は、被共済自動車についてこの共済契約の他に責任共済の契約または責任保険の契約が締結されている場合において、締結した時が最も早い契約が、この共済契約を含めて2以上あるときは、この共済契約に關し支払うべき共済金、損害賠償額および仮渡金の額をこれらの契約の枚数で得た金額を超える金額については支払いません。
4 この会は、前項の場合において、損害賠償額等の支払の請求に応じてその支払をしたときは、この会または被害者がこの共済契約の他に締結した時が最も早い契約があることを知っていた場合を除き、前項の規定により損害賠償額等の支払を免れるべき金額の限度において、被害者が損害賠償の責任を有する被共済者に対して有する権利を取得します。

（悪意による損害の免責）

第18条 この会は、共済契約者または被共済者の悪意によって発生した損害については、共済金を支払いません。

（指定紛争処理機関）

第19条 この会が支払うべき共済金または損害賠償額の額の決定について、この会と被共済者または被害者との間で争いが生じた場合は、その当事者のいずれも、法第23条の5に規定する指定紛争処理機関に紛争処理を申請することができるものとします。
2 この会は、前項の指定紛争処理機関による紛争処理が行われた場合、その調停を遵守します。ただし、裁判所において、判決、和解または調停等による解決が行われた場合には、この限りではありません。

（代位）

第20条 損害が生じたことにより被共済者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合においては、この会がその損害に対して被共済者に共済金を支払ったときまたは被害者に損害賠償額を支払ったときは、その債権はこの会に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
（1）この会が共済金の全額を共済金または損害賠償額として支払った場合被共済者が取得した債権の全額
（2）前号以外の場合 被共済者が取得した債権の額から、共済金または損害賠償額が支払われていない損害額を差し引いた額
2 前項第2号の場合において、この会に移転せずに被共済者が引き続き有する債権は、この会に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
3 被共済者は、共済金が支払われたときまたは被害者に損害賠償額が支払われたときは、第1項の債権を行使するために必要な一切の書類をこの会に提出しなければなりません。

（先取特権）

第21条 事故に係る損害賠償請求権者は、被共済者のこの会に対する共済金請求権について先取特権を有します。
2 共済金請求権は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、共済金請求権を質権の目的とし、または当該損害賠償債権に關して差し押さえる場合を除いて、共済金請求権を差し押さえることはできません。ただし、被共済者が損害賠償金を被害者に支払った場合を除きます。

（証明書等の再交付）

第22条 この会は、証明書または共済標準を次の各号のいずれかに該当する場合に、共済契約者に再交付します。ただし、共済標準の再交付を受ける場合には、共済契約者は証明書を提示しなければなりません。

（1）損傷または識別困難となった証明書または共済標準の提出があった場合
（2）盗難、焼失、滅失等により証明書または共済標準を提出することができないときは、これを証する書類の提出があった場合

（準拠法）

第23条 この約款に定めていない事項については、日本国の法令によりま